

## 19世紀オーストラリアの「コモンウェルス」とアジア：歴史的紐帯と民族的障壁

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩井, 淳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008848">https://doi.org/10.14945/00008848</a>

# 19世紀オーストラリアの「コモンウェルス」とアジア

## ——歴史的紐帯と民族的障壁——

岩井 淳

### 1 シドニーの立てこもり事件から考える

2014年12月19日、一抹の不安を感じながら、飛行機は真冬の日本を飛び立った。行く先はオーストラリアのシドニー。旅の目的は、19世紀オーストラリアのコモンウェルス論を図書館で調査することだった。不安の原因は何かと言うと、旅立つ直前の12月15日、オーストラリア最大の都市シドニーの繁華街マーティン・プレイスで、イラン出身の50歳の男による人質立てこもり事件が起きたことだった。事件は、発生から16時間後に警察が現場のカフェに突入し、犯人を射殺して終わったが、人質2名が犠牲になるという痛ましい結果になった。立てこもったマン・ハロン・モニスという人物は、イスラームの大義を掲げており、アボット首相との直接対話などを要求したらしい。

私が調査を予定しているニューサウス・ウェールズ州立図書館（図1を参照）は、事件現場のすぐ近く。現場となった「リンツ・チョコレート・カフェ」は、ガイドブックにも出てくる、良く知られたカフェである。オーストラリアは、治安が良くて安全な国だと聞いていたので、今回の事件は、まさに「寝耳に水の出来事」だった。「シドニーは、本当に安全な街なのか」、「今回の調査を、滞りなく終えることができるだろうか」と不安がよぎったが、飛行機のフライトは近づいており、安易にキャンセルはできなかった。

しかし、真夏のシドニーに到着してみると、街は平静を取り戻しているように見えた。図書館での調査を終え、事件現場に行ってみると、そこには犠牲者を悼んで、たくさんの花束が手向けられていた（図2を参照）。犠牲者へのメッセージが顔写真とともに供えられているものもあった。連邦政府のアボット首相やニューサウス・ウェールズ州のベアード首相も献花していることを後から知った。事件現場は、犠牲となった人の追悼を通して、オーストラリア人の結束を再確認する場となったように感じられた。

同時に忘れてならないのは、オーストラリアに居住するイスラーム教徒への攻撃があったことである。ニューサウス・ウェールズ州の警察は、12月16日、モスクで脅迫をしようとした男性を一名逮捕したと発表している。これに類する事件が、いくつか続き、なかにはスカーフを被った女性に唾を吐きかける男性も出現した。見かけは平穏で、シドニーの人々はクリスマス休暇を楽しんでいるように思えたが、テレビや新聞の報道では、ムスリムの存在を際立たせるものが多かった。

もちろん、いわれなき迫害に抗する姿もあった。ムスリムの女性が、迫害を恐れて、電車の中でそつとスカーフを外すのを見て、「それを被ってください。私も一緒に行きましょう」と言って、迫害に対して一緒に抗議したという美談も伝えられている。こうした事例を紹介した池澤夏樹氏は、もともとオーストラリアが、白人優先を旨とする白豪主義の国だったが、そのままでは立ち行かなくなり、多文化主義へと大きく舵を切ったことを評価する。オーストラリアには、「民族において、宗教において、異なる者に対する寛容の姿勢がある。敵対して排除するのではなく、お互い違う者と認め合った上で共生の道を探す」と<sup>1</sup>。

だが、私の感想は少し違っている。オーストラリアが、20世紀の後半になって白豪主義から多文化主義へ変化したという歴史を、大筋においては認めるにしても、今回のような事件があると、オーストラリア社会は、誰か別の他者を想定しながら、結束しているように感じられたのである。

<sup>1</sup> 池澤夏樹「一緒に行きましょう」『朝日新聞』2015年1月6日を参照。

ここから、本論に入ろう。私は、これまでの研究の中で、様々な地域から移民を集め、19世紀後半のオーストラリアで、下から共同体を積み上げた自治的植民地が形成され、それらの総和として1901年に「コモンウェルス・オブ・オーストラリア」という名前の「オーストラリア連邦」が発足したと考えてきた<sup>2</sup>。19世紀オーストラリアで成長した「コモンウェルス」という概念を、積極的かつ理想的に捉えてきたのである。しかし、本当にそう言えるだろうか。今回の事件は、オーストラリア社会の中から完全になくなった訳ではない、イギリス人や白人中心の価値観をもう一度想起させることになった。実際に、1996年から2007年まで首相を務めたジョン・ハワードは、オーストラリアが、イギリスの影響を強く受け、ユダヤ・キリスト教的な価値観に根差した「西洋文明の一員」であることを強調し、次のように述べている。「私は移民を支持しますが、「多文化の連邦国家」や「多文化主義」という考え方は好きではありません。その国に来たら同化し、統合されるべきだと思うからです。その国の価値観や態度を擁護すべきです」<sup>3</sup>。

こうした多文化主義批判の論調に接すると、過去のオーストラリアも理想化できないことに気づかされる。19世紀オーストラリアで、コモンウェルス論が唱えられた背景には何があったのか。この点を、その提唱者の一人であるヘンリ・パークス（1815～96年）の思想と行動に即して考察すること、それが本稿の課題である。パークスは、1839年にイングランドからオーストラリアに移住し、1854年にはニューサウス・ウェールズ植民地の下院議員となった。その後も自由主義的な政治を旨とする活動を続け、1872～91年の間に五回に亘ってニューサウス・ウェールズの首相を務めた政治家である。

以下、本稿では、最初にオーストラリア史を概観し、19世紀後半に「コモンウェルス」という考え方が、どのように普及したかを検討する。次に、パークスらによって唱えられたコモンウェルス論が母国イングランドとの繋がりを強調し、歴史的な紐帯を重視したこと、しかし、パークスは、民族的には壁を設け、中国人移民を制限する議論を主張したことを考察する。歴史的にはイングランドとの繋がりを強調するコモンウェルス論が、民族的には中国人移民を規制する役割を果たしたという両義性を提示できればと考えている。

## 2 「コモンウェルス」を結ぶ歴史的紐帯

イギリスによるオーストラリア植民は、1786年1月のニューサウス・ウェールズ植民地の開拓から始まった。当初、流刑植民地だったオーストラリアであるが、19世紀の経済発展とともに自治植民地の性格を強めていった。1852年には、イギリス政府が、オーストラリアの各植民地に自治権を与えることを決め、植民地政府はそれぞれの憲法を作成するに至った。1863年以降、オーストラリアは、ニューサウス・ウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア、クィーンズランド、タスマニア、西オーストラリアという六つの植民地から成っていた（図3を参照）。オーストラリア社会は19世紀を通じて、ゴールドラッシュもあり、経済発展してきたが、1890年代になると一転して長期の経済不況にあえぐようになった<sup>4</sup>。

そうした中で、オーストラリアの植民地政府は、本国の指導もあり、各植民地を束ねる連邦の形成に向けて動き出した。1890年2月にはメルボルンで準備会議を開き、翌91年3月オーストラリアの六つの植民地とニュージーランドの代表が集まって、「コンヴェンション」と呼ばれる会議をシドニーで開催した。コンヴェンションでは、三つの委員会が設けられ、その一つが憲法制定委員会であった。3月31日、憲法制定委員会の議長サー・サミュエル・グリフィスは、コンヴェンション全体に向け「オーストラリ

<sup>2</sup> 岩井淳「時空をつなぐコモンウェルス論」静岡大学人文社会科学部アジア研究センター『アジア研究』9号、2014年、25-29頁。

<sup>3</sup> ジョン・ハワード「成功した事実にも目を向けよ」『朝日新聞』2015年2月18日。

<sup>4</sup> 藤川隆男「オーストラリア史」山本真鳥編『新版世界各国史27 オセアニア史』山川出版社、2000年を参照。

アの「コモンウェルス」を形成する草案」を提出した。この草案が、公式文書への「コモンウェルス」の最初の登場であった。それは、いくつかの重要な修正を伴って、連邦全体の憲法草案となり、ヴィクトリア女王治世下の1900年の帝国議会で、「オーストラリア連邦憲法」第12章として、以下のように法制化された<sup>5</sup>、1901年1月「オーストラリア連邦」が発足した。

「この法が可決されて以後一年以内に、定められた日とそれ以後、女王陛下が、枢密院の助言によって、ニューサウス・ウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア、クィーンズランド、タスマニア、そして女王陛下が西オーストラリアの住民がそれに同意したとお認めになった場合は、西オーストラリアの各住民が、オーストラリア連邦（the Commonwealth of Australia）という名称の下、一つの連邦的コモンウェルスに統合されるだろうと布告を宣言するのは、合法と認められるだろう」<sup>6</sup>。

こうしてオーストラリアの正式国名は、現在に至るまで「コモンウェルス・オブ・オーストラリア」となった。しかし、なぜ「コモンウェルス」なのだろうか。この名称を提唱した中心人物は、ニューサウス・ウェールズ植民地の首相で、コンヴェンションの議長に選ばれたヘンリ・パークスであった。彼は、イングランドのウォリックシャーに生まれ、バーミンガムに移り、象牙加工職人の徒弟となる一方で、職工学校で学び、チャーティスト運動に加わり、職人として独立したが、生活に困窮し、1839年に妻とともにオーストラリアのニューサウス・ウェールズ植民地に移住した。根っからの職人育ちだったパークスは、専門的に歴史学などを学んだことはなかったが、知的好奇心は人一倍強い「独学」の人であった。

パークスが「コモンウェルス」なる国名を提唱した動機を探っていくと、二つの興味深い論点にたどり着く。それは、第一に彼が、ピューリタン革命期のコモンウェルス論をかなりの程度まで意識しながら、オーストラリア連邦という国名を提唱し、17世紀のコモンウェルス論を19世紀のそれへと時間的につないだことである。第二に、パークスや彼の同僚たちの営みを通じて、従来は「国家」を意味してきた「コモンウェルス」が、「連邦」を含意するようになったことである。

最初の論点から検討しよう。パークスが「コモンウェルス」なる用語を提唱した背景を、パークスと行動を共にした政治家アルフレッド・ディーキン（1856～1919年）が説明している。ディーキンは、1963年に『連邦物語』として出版されることになる1898年の草稿において次のように述べた<sup>7</sup>。

「[パークスの] 文学的趣味と習慣は、彼を新しい連合の名称に深い関心をもつように導いていった。パークスは、[17世紀の——引用者、以下同様] 偉大な内戦で頂点を迎えた、あの政治的大変動の英雄たちに関する講義に慣れ親しんでいた。そこで「コモンウェルス」という名称を思いついたのは、至極当然であった。しかしながら、この言葉は、それがもたらすと考えられる共和主義の雰囲気と分離の暗示から、委員会によってほとんど賛同されなかった。非常に短い議論の後、その言葉は却下され、国名候補は、オーストラレイジア連邦（Federation）か連邦国家（Federal States）のいずれかであるように思われた。サー・ヘンリ・パークスの支援者ディーキン氏は、一晩考えた後で、その「コモンウェルスという」名に魅了され、提案し、翌日、その言葉を支持する運動を再開し、対抗する名称を、野蛮かつ恰好悪く、汚い言葉で攻撃した。……最終的には、コンヴェンションと幾つかの地方の植民地議会で再燃することになる熱気ある議論の後に、その言葉は一回の投票で可決されたのである」<sup>8</sup>。

この証言を信用すると、弟子にあたるディーキンの強力な後押しもあって、パークスは、「コモンウェルス」を国名とする草案を可決させるのに成功したことになる。しかも、そこでは、パークスが17世紀の「偉大な内戦で頂点を迎えた、あの政治的大変動の英雄たちに関する講義に慣れ親しんでいた」ことが強調されていた。パークスが、どのようにして17世紀のコモンウェルス論を学んだかは、J・A・ラ

<sup>5</sup> J.A. La Nauze, "The Name of the Commonwealth of Australia", *Historical Studies*, Vol.15 No.57, 1971, p.59.

<sup>6</sup> Commonwealth of Australia Constitution Act, 63 and 64 Vict., Chapter 12.

<sup>7</sup> J.A. La Nauze, op. cit., p.60.

<sup>8</sup> Alfred Deakin, *The Federal Story*, Melbourne, 1963, pp.48-49, quoted in *Ibid.*, p.60.

ノーズの論文が詳細に分析しているので、その議論を紹介しておこう。

パークスは、読書を通して、17世紀の英文学や歴史学に造詣が深かった。彼は、1649年にイングランドが共和政宣言を出す以前から、ウィリアム・シェイクスピアやジョン・ミルトンによってその言葉が広く用いられたのを知っていた<sup>9</sup>。パークスは、同時代のニューサウス・ウェールズで活躍したジョン・ダンモア・ラングの『オーストラリアの黄金の大地のための自由と独立』(1852年)を1850年代に確実に読んでいた。パークスは、ラングの書物の中に、彼が敬愛したミルトンの次のような引用を発見しただろう。

ミルトンが言うように、「国家すなわちコモンウェルスは、安寧と日常生活にとって、あらゆる事柄で有益な、本質的な社会である」。そしてラングは、あらゆる方面から検討した結果、オーストラリアの諸植民地からなる共同体が、現時点で、まさにそのような社会になったことを主張している<sup>10</sup>。またパークスは、W・E・ハーンズの『イングランドの政府』(1867年)の中にある庶民院に関する章を、「列席者が王国全体の奉仕のために存在し……コモンウェルス全体がそこに利害関係を有している」ので、選出されたら議会に奉仕する義務をもつというエドワード・クックの引用とともに読んでいたのは確実である<sup>11</sup>。クックは、17世紀イングランドの著名な法学者であった。このようにパークスは、読書を通して17世紀のコモンウェルス論に精通し、その理念を19世紀に蘇らせたのである。

ただし、J・A・ラノーズの論文が示すように、パークスは、国王を処刑して現れた1649年以降の共和国や1653年に成立したオリヴァ・クロムウェルのプロテクター政権には、共感しなかったようである。パークスは、チャールズ1世の専制と戦った議会政治家やピューリタンの行動を高く評価する一方で、再び専制政治に接近したクロムウェルには批判的だったのである。「パークスは、イングランドが、彼ら〔17世紀の政治家やピューリタン〕の早過ぎる死のために一層悪くなったと明らかに考えた。彼は、君主政ではなく、専制君主に抗したのである」<sup>12</sup>。その意味で、パークスは、共和政というよりも、民主的な立憲君主政を目指したと言えるだろう。このような特色をもちながら、17世紀のコモンウェルス論は19世紀に流れ込み、ピューリタン革命を介して17世紀と19世紀は歴史的につながったのである。

その背景として、母国イングランドでも、19世紀からピューリタン革命再評価の動きが進展したことは見逃せない。王政復古期の多くの人々にとって、ピューリタン革命は国王を処刑した許し難い「大反乱」に他ならなかった。18世紀になっても、この傾向は変わらなかった。ようやく19世紀になって、本格的な研究が始まり、17世紀の出来事を「革命」ととらえたのである。哲学者として知られるトマス・ヒル・グリーン(1836~82年)は、そうした再評価に携わった一人である。彼は、1867~68年、エディンバラ哲学協会において連続講義を行い、そこで「イングランド革命」という用語を最初に用いたと推察されている<sup>13</sup>。このタイトルこそ「イングランド・コモンウェルスに関する四講義」<sup>14</sup>であった。彼は、講義の初回で次のように述べた。

「人間の創造的な意志と、それを妨げるこの世の隠された知恵とのあいだの悲劇的な戦いのなかに、「偉大なる革命」の大義があるのです。しかし、今日の党派的精神は、この大義を主張する勢いを失っています。保守主義の側も自由主義の側も、あるいは寡頭制的支配層の側も「熱狂的平等主義者」の側も、この闘いのなかで、みずからの立場を主張できるほどの大義を見いだしていません。……

短命に終わったイングランドのコモンウェルスについて語るに際し、私は、以上に述べた二つの相反する偏見を避けて、イングランド革命を宗教改革に始まる闘争の完成への最後の一幕として取り上げた

<sup>9</sup> J.A. La Nauze, op. cit., p.62.

<sup>10</sup> *Ibid.*, p.64.

<sup>11</sup> *Ibid.*, p.63.

<sup>12</sup> *Ibid.*, p.63.

<sup>13</sup> 田中浩「解説「イギリス革命」再考」トマス・ヒル・グリーン著、田中浩・佐野正子訳『イギリス革命講義』未来社、195頁。

<sup>14</sup> Thomas Hill Green, "Four Lectures on the English Commonwealth", in *Works of Thomas Hill Green*, Vol.3, London, 1888.

いと思います。宗教改革期には、諸派がそれぞれに理性を用いてみずからの主張と行動を正当化しました。宗教改革は一見、失敗に終わったかのように見えますが、決してそうではなく、その闘争のなかで活躍した勢力のうちで明らかに優位を占めた主張とそれとは異なる主張をもつ諸勢力とが和解する道を準備していたのです<sup>15</sup>。

このようにグリーンは、異なる諸勢力間の「和解」に力点をおいて、「イングランド・コモンウェルス」の講義をした。それは、個別の利害や党派的对立を越えるものであった。19世紀になると「国家」を意味する言葉として「コモンウェルス」は、あまり使われなくなったが、ピューリタン革命の再評価とともに特定の文脈では注目を集めたのである。

話をオーストラリアに戻し、第二の論点を見よう。オーストラリア連邦の形成を通して、従来「国家」を意味することの多かった「コモンウェルス」は、「連邦」を含意するようになった。1879年10月、パークスは『メルボルン評論』に「オーストラリア国民」なる論文を発表した。この論文は、ニューサウス・ウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリアという三植民地からなる連邦が「オーストラリア合衆植民地」を形成すると説いた<sup>16</sup>。パークスは、アメリカ合衆国の先例から多大な影響を受けて、「オーストラリア合衆植民地」を提唱したが、それが、1900年の「オーストラリアのコモンウェルス」の原型となったのである。この場合、オーストラリアの各植民地は「ステイト」と呼ばれ、その集合体こそ「コモンウェルス」であった。オーストラリアでは、各「ステイト」の上に「コモンウェルス」が存在し、新国家は連邦制をとった。オーストラリアの「コモンウェルス」においては、「国家」と「連邦」が重なっており、その意味で両者はつながったのである。

さらに、ニューサウス・ウェールズを代表する新聞『シドニー・モーニング・ヘラルド』の1888年1月23日号は、ジェフリーズ博士による「オーストラリアの使命と機会」という説教の記事を載せた。ジェフリーズ博士は、ニューサウス・ウェールズの会衆派の指導的聖職者で、パークスとも近い著名な人物だった。熱心な連邦主義者として知られるジェフリーズは、会衆に向けて次のように述べた。「イングランドが諸民族の混合によって偉大になったように、オーストラリアは、アジアとヨーロッパの最良の特色を至高の我が文明によって混合することにより、同じく偉大となるような大コモンウェルスの建設を目前に控えている」<sup>17</sup>。このように「コモンウェルス」は、アジアとヨーロッパを融合する「連邦」という意味まで帯び始めたのである。

ただし、この時代の「コモンウェルス」は、簡単にはアジアの人々に開かれていなかった。むしろ、19世紀後半のコモンウェルス論は、母国と植民地の歴史的・文化的紐帯を強調する傾向にあった。この点は、19世紀を代表するイングランドの歴史家J・A・フルードの著作『オシアナ、すなわちイングランドとその植民地』<sup>18</sup>（1886年）に明示されている。この書物は、タイトルから分かるように、17世紀の思想家ジェイムズ・ハリントンが記した『コモンウェルス・オブ・オシアナ』の見方を敷衍したものであった。フルードは、イングランドの各植民地が「共通の血脈、共通の関心、共通の誇りによって共に支えられている。……そのようなコモンウェルスは、もし政治家がそれだけを別個にするよう導かれるならば、自力で成長するだろう」<sup>19</sup>と述べた。フルードは、母国と植民地との繋がりを「共通の血脈」によって説明し、全体を「コモンウェルス」と命名した上で、その有機的な結合を示したのであった。この見方は、オーストラリアでコモンウェルス論を唱えたパークスにも共有されていた。フルードの書物を読んだことのあるパークスは、イングランドとオーストラリアの密接な関係を、印象深い言葉で表現した。母国と植民地の間では、「親族の赤い糸が我々すべてを結んでいる」<sup>20</sup>と。このようにイングランド

<sup>15</sup> グリーン・前掲『イギリス革命講義』、7－8頁。訳文を一部改変した。

<sup>16</sup> J.A. La Nauze, op. cit., p.65.

<sup>17</sup> *Ibid.*, p.67.

<sup>18</sup> J.A. Froude, *Oceana, or England and her Colonies*, London, 1886.

<sup>19</sup> *Ibid.*, p.11.

<sup>20</sup> J.A. La Nauze, op. cit., p.66.

とオーストラリアは、「共通の血脈」や「親族の赤い糸」で結ばれると語られたのであった。

以上検討したように、第一にパークスは、ピューリタン革命期のコモンウェルス論を意識しながら、オーストラリア連邦の国名を提唱し、17世紀のコモンウェルス論を19世紀のそれへと歴史的につないだ。その背景には、同時代のイングランドでもピューリタン革命再評価の動きがあったことを忘れてはならない。第二に、パークスや彼の同僚たちの思想的営みを通じて、主として「国家」を意味してきた「コモンウェルス」は、「連邦」を含意するようになった。このようにオーストラリア連邦の成立は、17世紀を19世紀と時間的に結んだだけでなく、国家と連邦をつなぎ、国家を越えるコモンウェルス論への道を開いた。国家を越えるコモンウェルス論は、20世紀の「英連邦」の提唱によって明瞭になった。オーストラリアのコモンウェルス論は、時間的には17世紀と19世紀を結び、国家と連邦をつないだと位置付けることができ、非常に貴重な役割を果たしたと言えるだろう。ただ、アジアに開かれていなかったという点を看過することはできない。次に、この問題を考察しよう。

### 3 中国人移民制限という民族的障壁

パークスらによるコモンウェルス論は、母国との歴史的紐帯を強調した。しかし、それは万人に開かれたものではなく、あくまで歴史や文化を共有するイギリス系の人々を中心としていた。この点を示すため、まずは19世紀後半のオーストラリアにおけるアジア系移民の制限、わけても中国人移民制限のプロセスを概観し、その後で、移民規制の論理を解き明かすことにしたい。ここでの議論は、主としてオーストラリア史家・藤川隆男氏の研究に依拠する<sup>21</sup>。

中国人がオーストラリアに流入する契機は、19世紀後半のゴールドラッシュだった。1851年にニューサウス・ウェールズ植民地で金が発見され、続いてヴィクトリア植民地でも大量の金が発見された。とくに1850年代のヴィクトリアは、オーストラリアの金の90%近くを産出したこともあって、「黄金郷」のように人々を魅了した。ゴールドラッシュをきっかけにして、多数の移民がオーストラリアを目指した。1850年代に、ヴィクトリアの人口は約8万人から50万人に急増し、ニューサウス・ウェールズの人口も約19万人から35万人に増えた。その多くはアイルランドを含む連合王国からの移民だったが、ヨーロッパ大陸やアメリカからの移民も増加した。それだけではなく、中国人が新たな移民として加わったことは特筆に値する<sup>22</sup>。中国人は、ヴィクトリア植民地だけでも約4万人となり、総人口の約8%をしめるに至った。

この時期、オーストラリアに流入したのは、広東周辺に居住する中国人が多かった。オーストラリア側では、イギリスが1834年に奴隷制を廃止したこともあって、奴隷に代わる労働力を中国人クーリーに求めた。ところが、中国人移民の増加は、すぐにオーストラリア社会に軋轢を招くことになり、対立や衝突が各地で頻発した。中国人流入の直後から中国人と白人の対立が始まり、それが暴力的な衝突となり、中国人は金鉱から排除されるようになった。排除されたのは、ヴィクトリアで1857年、ニューサウス・ウェールズで1861年だった。のみならず、オーストラリアでは、中国人に対する居住地域の制限や課税が試みられた<sup>23</sup>。これらの試みは、中国人の抵抗運動もあって、実を結ぶことはなかったが、中国人差別があったことは否定できない。

国内での差別と並んで実施されたのが、中国人移民の排除だった。1855年にヴィクトリア植民地で中国人移民制限法が制定されたのを皮切りに、1857年には南オーストラリア植民地で同種の法律が成立し、

<sup>21</sup> 藤川隆男「オーストラリアとアメリカにおける中国人移民制限」『世界史への問い9 世界の構造化』岩波書店、1991年；同『人種差別の世界史——白人性とは何か？』刀水書房、2011年；Takao Fujikawa, “From Henry Parkes to Geoffrey Blainey”, 『パブリック・ヒストリー』6号、2009年を参照。

<sup>22</sup> 藤川・前掲「オーストラリア史」、105頁。

<sup>23</sup> 藤川・前掲「オーストラリアとアメリカにおける中国人移民制限」、295–303頁。

1861年にニューサウス・ウェールズ植民地でも移民制限法が制定された。こうして中国人移民排除のシステムは出来上がった。その結果、中国人の流入は食い止められ、中国人人口も低く抑えられたので、1875年頃までに、いったん移民制限法は廃止され、中国人を白人から区別する法律も、いくつかの例外を除いて廃止された<sup>24</sup>。

しかしながら、それで終わることはなかった。移民制限法の廃止とともに、再び中国人が流入し、人口増加が始まった。1877～81年には、ニューサウス・ウェールズだけで8000人以上、中国人人口が増加した。このため再び中国人排除を要求する声が高まり、反中国人運動が活発になり、1881年、より厳しい中国人移民規制法が成立したのである。19世紀末になると中国人を対象にした移民規制法は、他のアジアの人々にも拡大され、1901年には、連邦移民制限法が成立し、白豪主義政策によってアジア系移民は完全に排除されるに至った<sup>25</sup>。非白人に対する入国規制は、その後も継続され、一部修正されながら1970年代まで続いたことを忘れてはならない。オーストラリアの白豪主義は、これほどまでに長期に亘ったのである。

オーストラリアにおける中国人移民制限のプロセスをまとめると、以上のようになる。それは、白豪主義と深く関わっており、19世紀後半に進展した。ここで前節の議論を思い出していただきたい。見逃せないのは、中国人移民制限法が制定された19世紀後半は、イングランドから「コモンウェルス」という概念がオーストラリアへ伝えられ、それが正式国名になった時期とちょうど重なるという点である。象徴的に言えば、1901年という同じ年に連邦移民制限法が成立し、「オーストラリア連邦」が発足したのである。中国人移民制限という差別的な思想と「コモンウェルス」という政治的構想、言葉を変えれば、民族的な障壁を設ける発想と母国と植民地を結び付ける歴史的紐帯の思考は、果たして無関係なのだろうか。それとも、何らかの接点があるのか。本稿は、この問いに対して、密接な関係があると考えられる。そのように考える理由は、「コモンウェルス・オブ・オーストラリア」を提唱したパークスの経歴と思想を検討することで明らかになるだろう。

最初に言及しなければならないのは、パークスの経歴である。彼は、1839年にシドニーに移住後、政治活動に携わり、1854年にはニューサウス・ウェールズ植民地の下院議員となった。その後も自由主義的な政治を旨とした活動を続け、1872～91年の間に五回に亘ってニューサウス・ウェールズの首相となっている。彼は、イギリス本国のグラッドストーンに心酔する、オーストラリアでは大きな影響力をもつ政治家で、女性参政権を積極的に支持した人物でもあった。その彼が、中国人移民制限の推進者だったことは、あまり知られていないが、確かな事実である<sup>26</sup>。

パークスは、1861年、ニューサウス・ウェールズで移民制限法が制定される際の立役者だった。彼は、1858年から何度も議会で法案を提出し、粘り強く制限法の成立のために努力した。1861年の移民制限法は成立後、いったん廃止されるが、前述したように、1881年、より厳しい中国人移民規制法が成立する。特筆すべきは、ニューサウス・ウェールズの首相となったパークスが、1881年の規制法成立のためにも尽力したことである。彼は、中国人移民規制法にたまたま関わったのではなく、自分の意思で積極的かつ主体的に取り組んだのである。それならば、移民規制法を推し進めた彼の思想は、どのようなものだったのだろうか。

パークスは、1858年になり、シドニーに到着する中国人の数が増えると、中国人移民制限法案を支持した。彼は、一般の中国人が「振る舞いに問題がなく、法律を守り、他人の権利を侵害することがない」ことを認めていた。しかし、多数の中国人が、まとまって流入するとなると、話は別だった。彼は、法案をめぐる議論において、すでに出来上がっている植民地の秩序や公共性が破壊されることを危惧し、1861年4月に次のように述べた。

<sup>24</sup> 同上論文、304–305頁。

<sup>25</sup> 同上論文、312–315頁。

<sup>26</sup> 藤川・前掲『人種差別の世界史』、99頁。

「いかなる国にあっても、多数の人間が権利のない状態で生活している状況は、その国の公共精神を墮落させる影響を常に及ぼしてきた。〔アメリカ〕合衆国の奴隷制には、こうした傾向があったし、〔オーストラリア〕植民地創設期の囚人制度にも、こうした傾向があった。中国人の侵入も、それが拡大するに従って、この国の品格を傷つけ、国民性を奪い取ることにならざるを得ない。これらの中国人は、福祉を増進したり、地域社会の利益を高めたりすることを期待される形で、当地に流入することは全くなかったのである」<sup>27</sup>。

パークスは、このように述べて、既存の植民地社会の「公共精神（public mind）」を守ろうとした。オーストラリア社会は、初期の囚人植民地の弊害を克服し、ようやく「福祉を増進したり、地域社会の利益を高めたりする」コモンウェルスの時代に到達した。それは、イングランドで生まれた「コモンウェルス」の理念を継承することによって実現可能となった。しかし、中国人は、イギリス系の白人たちによって生まれたこの理念を理解することなく、彼らの文化や生活を維持し、オーストラリア社会に同化しようとしなない。そのような理由から、パークスは多くの中国人流入に反対し、移民制限法を推し進めたのである。

1861年、実際にニューサウス・ウェールズ植民地では、移民制限法が制定され、パークスの希望は叶えられた。だが、制限法によって中国人移民が減少したこともあって、この法律は、1867年に廃止される。すると、首相になっていたパークスは、再び中国人移民制限法案を議会に提出した。1879年3月、彼は、この法案をめぐる議会の論戦において、「イングランド・モデルで〔オーストラリア〕国民を創設すること」を前提に、中国人が「イングランド起源の人々と一緒になること」ができないと強調した。彼は、中国人移民の流入に賛成する人々を念頭におき、次のように述べた。

「中国人の無制限移民を支持したジェントルマンたちは、中国人が、この国の他の諸階級と全く同等の権利でこの国に流入したとき、彼らを認める準備があったのか。パークスが言うには、もし準備がないのなら、この国で劣等かつ墮落した階級を生み出すしかない見通しは、それ自体、我が住民の間で、できうる限り、中国人の増加を阻止しようとする十分な理由となったのである」<sup>28</sup>。

パークスは、1879年の法案提出に際しても、以前と同じように、中国人にはイギリス系の人々と協力して、「イングランド・モデル」の統治を実現することができないと考えた。1879年の法案は下院を通過したが、上院で否決されてしまう。しかし、1881年には、パークスらの努力が実って、中国人移民規制法は成立した<sup>29</sup>。彼は、まさに移民規制法実現の立役者だったのである。

パークスは、イングランドとの歴史的紐帯を強調するコモンウェルス論を唱えたが、同時に、中国人移民を規制する民族的差別の議論を展開したのである。二つの議論は、一見すると矛盾しているように感じられるが、パークスの中では決して矛盾していなかった。両者は、既存のイギリス系社会を守り、その「公共精神」を維持するという点を第一義とし、その実現のためには「劣等かつ墮落」する可能性のある中国人の規制はやむなしとしており、その限りで両立したのである。

## 4 日本での「コモンウェルス」受容

以上、オーストラリア史を概観した後、19世紀後半に「コモンウェルス」という考え方が普及した経緯を紹介した。パークスらによって唱えられたコモンウェルス論が母国イングランドとの繋がりを強調し、歴史的な紐帯を重視したことを提示した。だが、パークスは、同時に民族的な壁を設け、中国人移民を制限する議論を説いたことを考察した。歴史的にはイングランドとの繋がりを強調するパークスであるが、民族的には中国人移民を規制する議論を展開したのである。そして両者は、既存のイギリス系

<sup>27</sup> *Sydney Morning Herald*, 6 April 1861.

<sup>28</sup> *Sydney Morning Herald*, 6 March 1879.

<sup>29</sup> 藤川・前掲『人種差別の世界史』、106–108頁。

社会を守り、その「公共精神」を維持するという点において、両立しえたのである。

しかし、このような議論は、今日的地平から見れば、決して容認できるものではない。パークスのコモンウェルス論は、歴史的紐帯を重んじていたが、他者の排除の上に成り立っており、大きな課題を有すると言わなければならない。それは、今日にも通底する課題である。今日のオーストラリア社会が、ムスリムなどの他者を排除しながら、結束をはかることがあれば、たちまち同じ課題に直面することになるだろう。もちろん、今日のオーストラリアは「多文化主義」を標榜しており、簡単に後戻りすることはないけれども、シドニーの立てこもり事件以後、結束を求めるアピールの裏側には、そうした緊張感が感じられるのである。

パークスのコモンウェルス論は、概念的には共同体を積み上げた国家を構想し、国家と連邦をつなぎ、時間的には17世紀と19世紀を結びつけるという点で大変魅力的であるが、今日の目から見れば、他者を排除することのない議論を展開する必要があるだろう。そのために、白人以外の人々が、コモンウェルスをどのように捉えたかは、見逃せない論点となる。最後に、日本人が、コモンウェルスやオーストラリア連邦を、どのように観察したかを紹介して、本稿の結びに代えたい。

「コモンウェルス」は、日本にとって、どのような意味をもつたのだろうか。まず指摘しなければならないのは、日本は、英連邦に加わることがなく、外部から「コモンウェルス」に関わったという事実である。この点は、1931年の発足時から英連邦に加わったオーストラリアとは決定的に違う点である。学術的な取り組みから見ると、「コモンウェルス」は、第二次世界大戦以前にも以後にも知識人の興味を喚起してきた。大きくまとめると、戦前は、実践的な要請もあって、国家を越える「連邦」の研究に圧倒的な比重がおかれたが、戦後は、一転して下から共同体を積み上げる「国家」の研究に関心が移ったと言える。

戦前の研究を代表するのは、樽井藤吉（1849～1922年）と蠟山政道（1895～1980年）である。樽井は、明治の初期に農民を救済する平等主義を唱えていたが、やがてアジア主義者となり、日清戦争を前にした1893年、日韓問題の解決策として『大東合邦論』を発表した。1893年というのは、まだ英連邦が発足する前であり、樽井が学んだのは、コモンウェルスというよりも、合邦や連邦のモデルを提供する欧米の歴史であった。樽井は、白人の侵略に対抗するために「アジア連合」を構想したが、その第一歩として日韓の合邦を呼び掛けた。彼は、欧米諸国の先例に学びつつ、合邦のタイプを次のように分類した。

「試みに見よ。現時富強を称するものは、必ず英国を推す。英国はもと三国の合邦なり。善政を説くものは、必ず米国を推す。米国もまた四十四州の連合なり。かつそれ圧制を悪み自由を好むは、人情の当然なり。西人言あり「自由はドイツの山林より生ず」と。それドイツもまた立憲の連邦なり」<sup>30</sup>。

樽井は、各タイプの長所・短所を指摘するが、「およそ諸政体中、立憲合邦の制最も善美たり。これドイツ文化の欧米洲に冠たるゆえんなり」と述べて、ドイツ・モデルを高く評価する。さらに彼は、欧米以外の世界にも目を向け、ほぼ同時期に起きた「オーストラリア連邦」の形成に大きな関心を示した。彼は欧米諸国の歴史を教訓とするだけでなく、オーストラリアで進行する同時代の出来事からも学ぼうとしたのである。

「請う、眼光を放って天下の大勢を見よ。豪洲は英の属地なり。その洲七国に分つ。ヘンリー・パークス有りて『連邦論』を著わし、憲法を草し、その洲を独立の連合邦たらしめんと欲す。ヴィクトリアおよびニュー・サウス・ウェールズの二国は、すでにその議を決すと言う。思うに数年を出でずして七国連合を見ん」<sup>31</sup>。

このように樽井は、広く世界を見まわし、実践的な観点から欧米やオーストラリアの事例に関心を示し、それを日韓合邦に生かそうとした。すでに本稿で示したように、「オーストラリア連邦」形成の動き

<sup>30</sup> 樽井藤吉「大東合邦論」竹内好編『現代日本思想体系9 アジア主義』筑摩書房、1963年、114頁。「大東合邦論」は、1893年に漢文で発表されたが、本書では竹内好による読み下し文を用いた。

<sup>31</sup> 同上書、119頁。

は1890年から始まり、翌年「オーストラリアのコモンウェルスを形成する草案」が提出された。日本にあって、この動きをいち早くとらえた樽井の炯眼には敬服せざるをえない。もちろん、その後の日韓関係は、樽井が主張したものと大きくずれて、1910年の日韓併合に帰結したことを想起しなければならないが、彼にとって「コモンウェルス」は、国家を越える連邦制への方向を指し示す見本となったのである。この傾向は、昭和戦前期まで基本的に変わらなかった。

第一次世界大戦で戦勝国となった日本であるが、その後は英米と対立することになる。日本は独自の勢力圏をアジアに建設することを目指し、1930年代にはその方向が顕著になった。1938年1月に「東亜新秩序」の声明が出されると、昭和研究会が主導して「大東亜新秩序」の理論化に向かった。昭和研究会は、社会主義者も参加した政治家と知識人の集団で、蠟山政道は、その中心メンバーだった<sup>32</sup>。イギリスへの留学経験をもつ蠟山は、当時、東京帝国大学法学部の教授であったが、1938年11月の『改造』において「東亜協同体の理論」<sup>33</sup>を発表し、東亜新秩序が、政治的・文化的・経済的新体制をもつアジア民族の地域的協同体になること、それはヨーロッパ的帝国主義を超えた世界新体制となることを力説した。すでに1931年には英連邦が成立していたのであるが、蠟山は、イギリスの動きや「コモンウェルス」をどのように捉えたのであろうか。彼は、日本の東亜新秩序がイギリスの帝国主義とは異なることを次のように強調した。

「日本の大陸的發展に内在する原理は地域的運命共同体の建設なのである。……それは又、普通に云われるようなブロック経済でもない。ブロック経済というのは、西欧の通商的又は植民地帝国主義国家が、英国の如く自己の金融市場を中心にして金融通貨通商の側面においてスターリング・ブロックを形成したり、植民地経済の典型たる自治領や保護領を併せてオッタワ協定に示された如く英帝国ブロックを形成したりする場合に用いられ、自由主義的世界経済の変形理論に過ぎない」<sup>34</sup>。このように東亜新秩序は、英連邦とは異なるものであった。しかし、蠟山は、イギリスのアジア政策に言及し、それが日本の「地域協同体」の建設にとって大いに参考になるという見方も表明している。

「地域協同体の経済体制は一種の共同経済であって、帝国主義経済ではない。……最近の英国が印度、エジプト、パレスティン、イラク及び蔣政権下の支那に試みているが如き方策は欧州戦争前又は直後の金融資本形態とは非常に異なるものとなりつつある。地域的協同体の経済理論は外見上はこの最近の帝国主義経済に酷似しているが、それは最初より帝国主義的遺制を脱却して土着資本又は民族資本との協力を目的とし、資本造成の方法に就いても、又その経営の規準に就いても、その目標を地域的運命の共同建設に置かねばならぬ」<sup>35</sup>。このように蠟山は、地域協同体の建設という観点からイギリスのアジア政策に注目した。その彼が、「コモンウェルス」に関連して高く評価するのが、オーストラリア連邦の形成であった。蠟山は、中国大陸に樹立される日本の傀儡政権の政体をめぐって議論し、オーストラリア連邦の例が参考になると述べた。

「オーストラリア連邦の実例は、英国国王に共同の忠誠を有する全く同一人種の植民移住地であるが、一つの大陸とも考へられる広大な地域に各個独立に発生した自治的コロニーが連合して一国家とも見られる新体制を建設した場合である。しかしその統一連絡の必要が生じた際にも、始めの案は執行機関も財産権も有たぬ委員会又は評議会に過ぎず、それへの参加及び脱退は自由であった。……しかし、その後、国防、経済、財政、交通、灌漑、外国移民その他の事情が連邦的中央政府の設置を必要とするに至って、1898年に今日のオーストラリア連邦憲法が成立した」<sup>36</sup>。

このようにオーストラリア連邦の形成過程が詳しく紹介され、それが中国での新政権樹立に資すると

<sup>32</sup> 酒井三郎『昭和研究会』中公文庫、1992年、16頁。

<sup>33</sup> 「東亜協同体の理論」『改造』20巻11号、1938年。この論文は、蠟山政道『東亜と世界』改造社、1941年、3-40頁に収録された。以下の引用は『東亜と世界』からとする。

<sup>34</sup> 『東亜と世界』19-20頁。表記を一部改変した。以下同様。

<sup>35</sup> 同上書、30-31頁。

<sup>36</sup> 同上書、36-37頁。

考えられたのである。前述したようにオーストラリアの正式国名が「コモンウェルス・オブ・オーストラリア」であることを想起すれば、蠟山にとっても「コモンウェルス」は重要な参照枠を提供したことになる。ただ、注意しなければならない留保が二点ほどある。その第一は、蠟山の「東亜協同体の理論」が、東洋と西洋をつなぐ議論とはならず、むしろ西洋と対抗するために提起されたことである。第二に、蠟山の提起はそのまま受け入れられた訳ではなく、「東亜新秩序」は大きく変形させられ、日本の権益を第一義とする「大東亜共栄圏」となった。「自存自衛に基づく経済ブロック」とも言える大東亜共栄圏が、蠟山の言うようなアジアの「地域協同体」になり得なかったのは自明であろう。これらの点には十分注意しなければならないが、連邦としての「コモンウェルス」は戦前において、樽井藤吉や蠟山政道といった知識人の心をとらえ、大きな影響を与えたのである。

しかし、こうした傾向は続かなかった。敗戦を迎えた日本では、「大東亜共栄圏」の夢は幻となり、アメリカ合衆国の占領によって再び「東亜新秩序」を語ることは許されなかった。それとともに、連邦としての「コモンウェルス」が、日本で引き合いに出されることは少なくなった。これに代わって登場したのが、下から共同体を積み上げてつくる「コモンウェルス」である。この「コモンウェルス」概念に導かれて研究を発展させたのが、大塚久雄（1907～96年）であった。大塚の経済史研究は、すでに戦前から講座派マルクス主義の影響を受けて開始されていたが、戦後にイギリスを中心とする経済史研究として開花した。彼が研究を進めるにあたり、モデルとなったのが、15世紀イングランドの農民経済の発展に伴う「民富」形成であった。この「民富」こそ、言葉を変えれば「コモンウィール」や「コモンウェルス」に他ならなかった<sup>37</sup>。

だが、このテーマは本稿の考察から外れてしまうので、これ以上の論及を控えることにしたい。最後に確認すべき点は、樽井や蠟山が、オーストラリアの「コモンウェルス」から多くを学びつつも、白豪主義を裏返したようなアジア中心や日本中心の議論を展開したことである。それは、白人中心やイギリス中心の発想が抱えるのと同じような課題を今日に残したと言えるだろう。（2015年2月24日）

---

<sup>37</sup> 大塚久雄『国民経済』弘文堂、1965年、51－56頁。



図1 ニューサウス・ウェールズ州立図書館  
出典) 岩井淳撮影



図2 2014年12月15日の立てこもり事件の現場  
出典) 岩井淳撮影

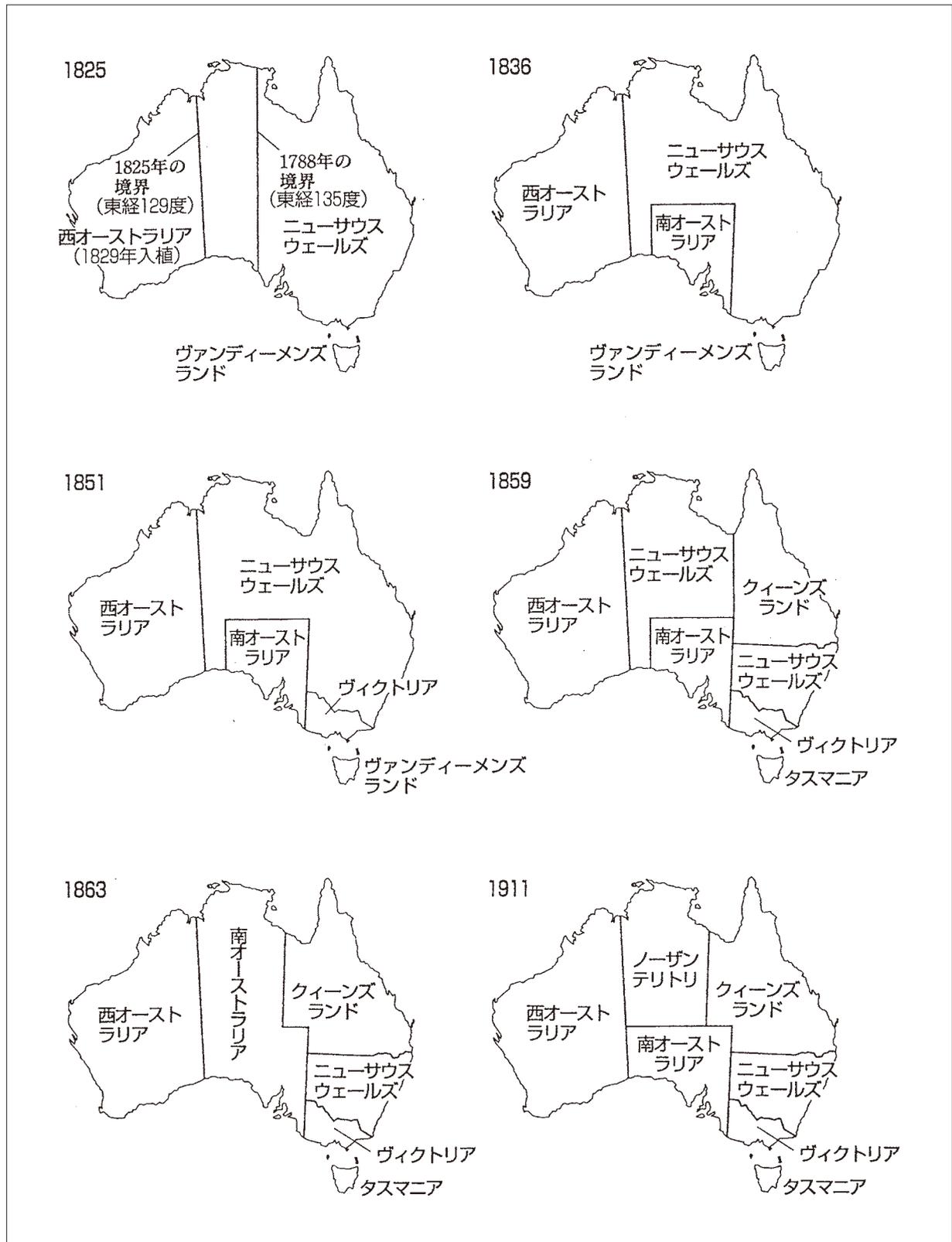


図3 オーストラリアの州と地域の境界線  
 出典) 山本真鳥編『新版世界各国史27 オセアニア史』山川出版社、2000年、109頁。